認知症になっても　わが町で暮らしていくために・・・

わたしたちの町の認知症ケアパス

町民の皆様に少しでも認知症をご理解いただき、認知症の方やご家族が、

地域での暮らしにおいて、笑顔で安心した生活を送っていただくために、

このガイドブックをご活用いただければ幸いです。

野木町

もくじ

１．認知症ケアパスとは　・・・・・・・・・・・・・・P2

２．認知症とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P３～P７

（１）認知症の種類と特徴

（２）認知症の症状

（３）受診について

（４）認知症の予防について

（５）認知症の方への対応

３．認知症ケアパス（野木町版）・・・・・・・・・・・P８

４．認知症の方を支える支援・サービス一覧　・・・・P９～P１７

５．野木町医療＆介護マップ　・・・・・・・・・・・・P１８

６．わたしたちにできること　・・・・・・・・・・・・P19

1．認知症ケアパスとは

「認知症になったら何もできなくなる」と思っていませんか？そんなことはありません。認知症は早く気づいて対応することで、症状を軽くしたり、進行を遅らせたりすることができます。また、介護サービスや地域の様々な支援など周囲のサポートを受けながら、自宅で生活を続ける方もたくさんいます。

「認知症ケアパス」とは、認知症を発症したときから、生活をする上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいか標準的に示すものです。

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにこの「認知症ケアパス」をご活用ください。

●相談先フローチャート

いつもと違う様子や困ったことがあれば、まず相談しましょう。認知症の受診を受けていない場合は、早めにかかりつけ医などの医療機関に相談しましょう。

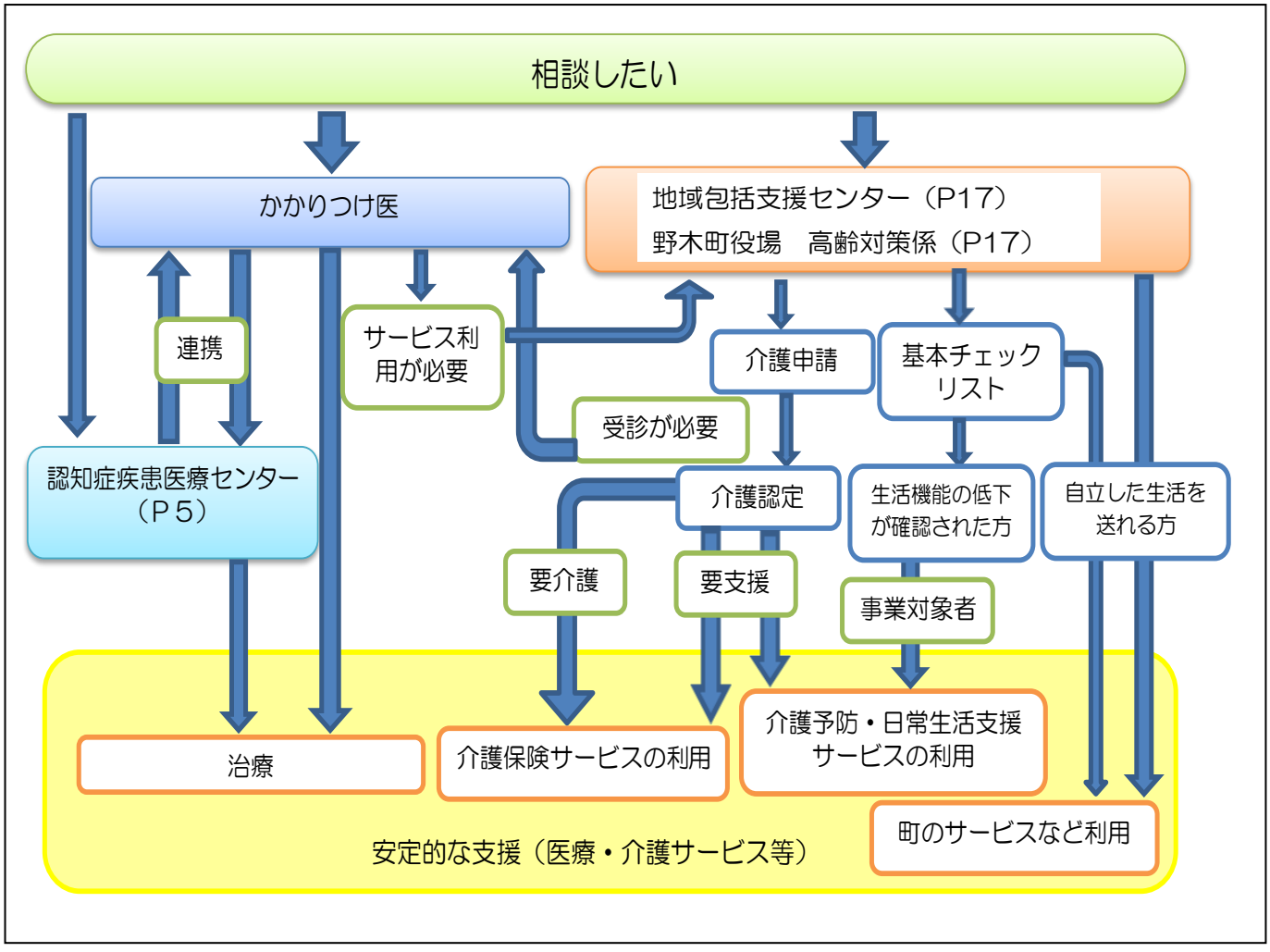

2．認知症とは

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなったりするために記憶力や判断力等が低下し、日常生活に支障が出ている状態をいいます。

（１）認知症の種類と特徴

①アルツハイマー型認知症

認知症の中で最も多く、全体の約５割を占める病気です。脳（特に海馬）が委縮していき身体の機能も徐々に失われ、比較的早い段階から記憶障害等の症状がみられます。

②レビー小体型認知症

レビー小体が、脳の神経細胞の中に溜まることによって起こります。初期の段階から、もの忘れに加えて「部屋の中に蛇がいる」等の生々しい幻視がみられます。

③脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血などによって脳血管が詰まったり、破れたりすることで生じます。神経細胞に栄養や酸素が行き渡らないため、脳の細胞が死んでしまうために起こります。

（２）認知症の症状

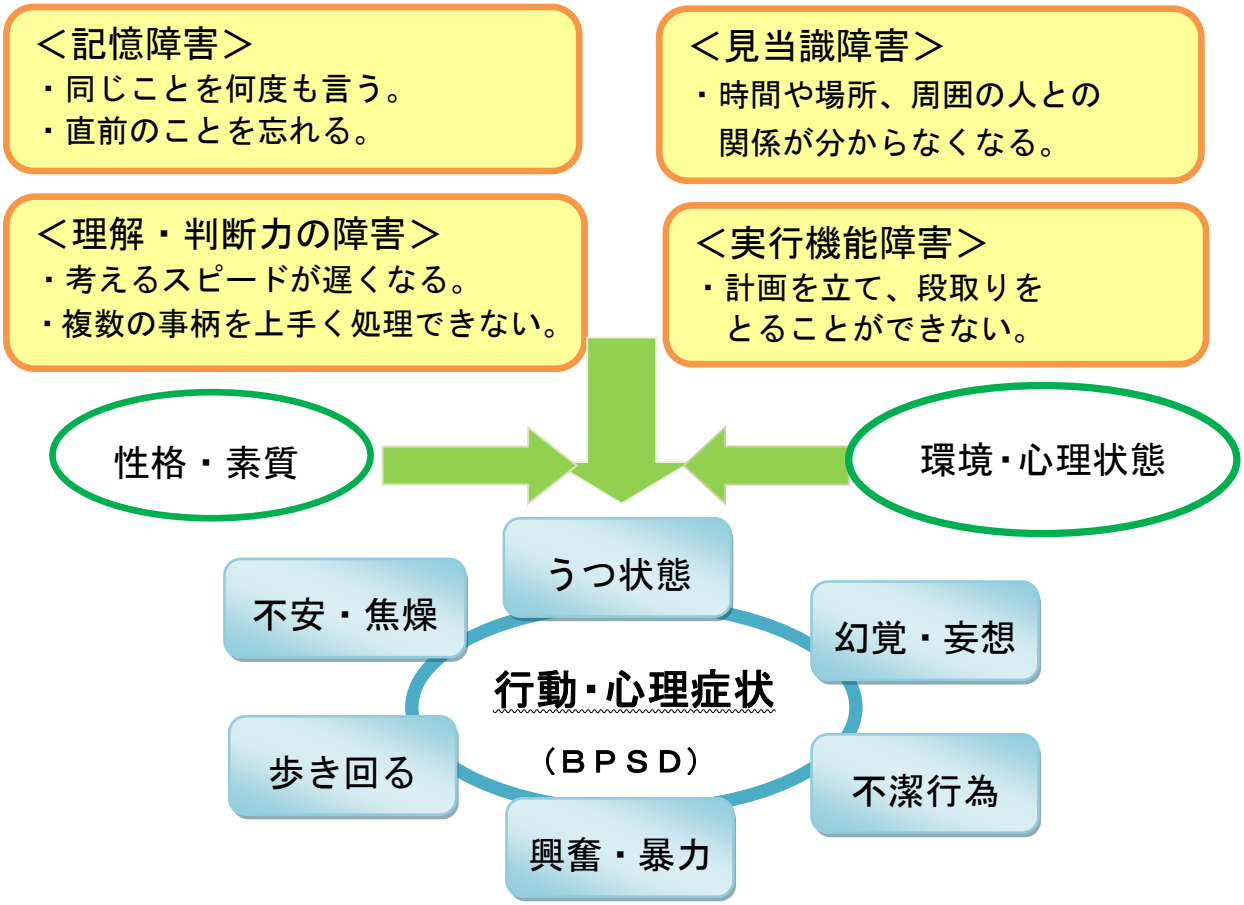

※BPSD…認知症に伴う行動・心理症状
Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia の略

物忘れと認知症の違い		
項目	物忘れ	認知症
原因	加齢によるもの	脳の病気
進行性	すぐには進行しない	進行する
物忘れの自覚	物忘れを自覚している	物忘れを自覚しない
記憶力	記憶力は低下	記憶力の低下とともに、時間感覚や判断力も低下
体験したこと	体験したことの一部を忘れる	体験したこと自体を忘れる
日常生活への支障	とくに支障はない	支障が出る
他の精神症状	他の精神症状は伴わない	他の精神症状を伴うことが多い

（3）受診について

早期発見　**早期診断**　**早期治療**　が大切です。

「認知症はどうせ治らないから医療機関にかかっても仕方がない」という考えは間違いです。治療可能な認知症であれば早期診断により、予防や症状の改善や進行を遅らせることができます。かかりつけ医は、日ごろから患者さんの身近で病気の相談や状況に応じた医療機関への紹介をするなどの役割を担っています。物忘れが出てきた、変だなと感じたことがあった時は、まずかかりつけ医に相談しましょう。

＜野木町医療機関一覧＞

	医療機関名	所　在　地	電話番号
1	いなば内科クリニック	丸林５８３－３	５７－０７７０
2	岩﨑医院	佐川野１８０６－１	５６－０２８０
3	菊池クリニック	野渡２４５－２	５７－２５１０
4	木村医院	野渡２７９７－３	２３－２６１１
5	さくら診療所	野渡１０９７	５４－５００４
6	鹿野クリニック	丸林４２１－９	５７－００５６
7	寺内整形外科	友沼６５０７－１	５７－９８１１
8	野木病院	友沼５３２０－２	５７－１０１１
9	リハビリテーション　花の舎病院	南赤塚１１９６－１	５７－１２００
10	ゆりなメディカルパーク	丸林６６２－３	５７－００００
11	おもと乳腺外科クリニック	丸林６２４－１	３３－６８０６

＜認知症疾患医療センター＞

保健・医療・介護機関と連携を図りながら、認知症疾患に関する専門医療相談、地域における医療機関や問題行動への対応等について相談受付などを行う医療機関です。

医療機関名	所　在　地	電話番号
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺３３１１－１	0285-58-8998
獨協医科大学病院	壬生町北小林８８０	0282-87-2251
小柳病院	古河市稲宮１００１	0280-23-1042

＜もの忘れ外来＞

早期発見、早期治療を目的とした、認知症や初期認知症に対応している診療科です。

医療機関名	所　在　地	電話番号
新小山市民病院	小山市神鳥谷２２５１－１	0285-36-0200

【かかりつけ薬局をもちましょう】

「かかりつけ薬局」とは身近にある行きつけの調剤薬局のことで、医師の処方せんをもとに薬剤師がお薬を出すだけでなく、使っていたお薬の履歴をまとめて管理し、正しくお薬を使用するためにアドバイスをしてくれます。それによって、お薬の飲み合わせや副作用などのトラブルを未然に防ぐことができます。

＜野木町薬局一覧＞

	薬局名	所　在　地	電話番号
１	アイセイ薬局　野木店	野渡２４３	５４－００２３
２	アルファーム薬局　野木店	丸林５８３－３	５４－５０８０
３	有限会社　髙橋薬局	丸林４２１－１	５５－０６０７
４	ビオラ薬局	野渡２７９６－５	２３－６８１５
５	ひまわり調剤薬局	友沼５３２０－４	５４－１２１１
６	ひろみ薬局	丸林２００－１１	５５－０２４３
７	ユニスマイル薬局　のぎ店	丸林４２０－６	５４－４１４１
８	ファルマシアなかじま	丸林６６２－２０	２３－２２７２

【認知症と歯の関係】

歯の働きは食べるという咀嚼機能だけでなく、噛むという行為は同時に脳への刺激、また活性化へとつながっています。口内環境が悪化すると認知症の進行だけでなく、食事が困難になり身体機能にも影響を及ぼします。定期的にお口の相談ができるよう、かかりつけの歯科医院もつくっておくとよいでしょう。

＜野木町歯科医院一覧＞

	医療機関名	所　在　地	電話番号
1	池松歯科医院	友沼５９２４－１	５４－１１８１
2	U デンタルクリニック	丸林２８４－３	５７－３８６０
3	うちうみ歯科クリニック	丸林５７２－１２	３３－６９６６
4	杉田歯科医院	丸林１５０－２	５７－０１１８
5	せきぐち歯科医院	丸林６４５－４	５７－００６５
6	中澤歯科医院	丸林３８３－８	５７－３００２

（4）認知症の予防について

①生活習慣病（高血圧、高脂血症、高血糖・糖尿病、肥満等）を予防しましょう。

〇野菜や果物、魚をバランスよく食べましょう。
〇ウォーキングや体操などの運動を継続的に行いましょう。

②脳の活性化を図りましょう。

〇体操やダンス・散歩などの体を動かす趣味や、絵画・日曜大工・園芸など想像力を働かせる趣味など、楽しみながら脳に刺激を与える活動に取り組みましょう。仲間や家族と一緒に楽しむことで、効果はさらに高まります。
〇外出の機会を増やす、地域の会合や催し物などに参加し、人と積極的に交流しましょう。普通に生活を送る中でも、生活に少しでも変化を加えることで、判断力や想像力が刺激され脳が鍛えられます。

～Point～　☆笑顔　☆コミュニケーション

☆役割・日課をもつ　☆ほめる・ほめられる

どう刺激ある日常生活を送るかが大切になります！！

（５）認知症の方への対応

認知症の症状に最初に気付くのは本人であると言われています。
もの忘れによる失敗、日常生活の中でうまくいかなくなるといったことが多くなり、何となくおかしいと感じ始めます。
認知症特有の「言われても思い出せないもの忘れ」が重なると、本人が何かが起こっていると不安を感じ始めます。
認知症の方は「わたしは忘れていない！」と言い張り、家族を困らせることがありますが、これは隠された悲しみの心を守るための自衛反応といえます。
認知症の方は何もわからないのではありません。誰よりも一番心配なのも、苦しいのも、悲しいのも本人です。認知症の方の本当の心を理解することは容易ではありませんが、隠された悲しみの表現であることを知っておくことは大切です。

☆本人の気持ちになって対応することを心がけましょう！

基本姿勢

本人の意思、自尊心を尊重する接し方を心がけることも重要です。

具体的な対応の７つのポイント

1．まずは見守る
2．余裕をもって対応
3．声をかけるときは１人で
4．後ろから声をかけない
5．相手の目線に合わせて、やさしい口調で
6．おだやかに、はっきりした話し方で
7．相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

参考：全国キャラバン・メイト連絡協議会　「認知症を学び地域で支えよう」

3．認知症ケアパス（野木町版）

認知症ケアパスとは‥
認知症の進行に応じて、どのような支援（ケア）を受ければいいのか
標準的な流れ（パス）を示したものです。

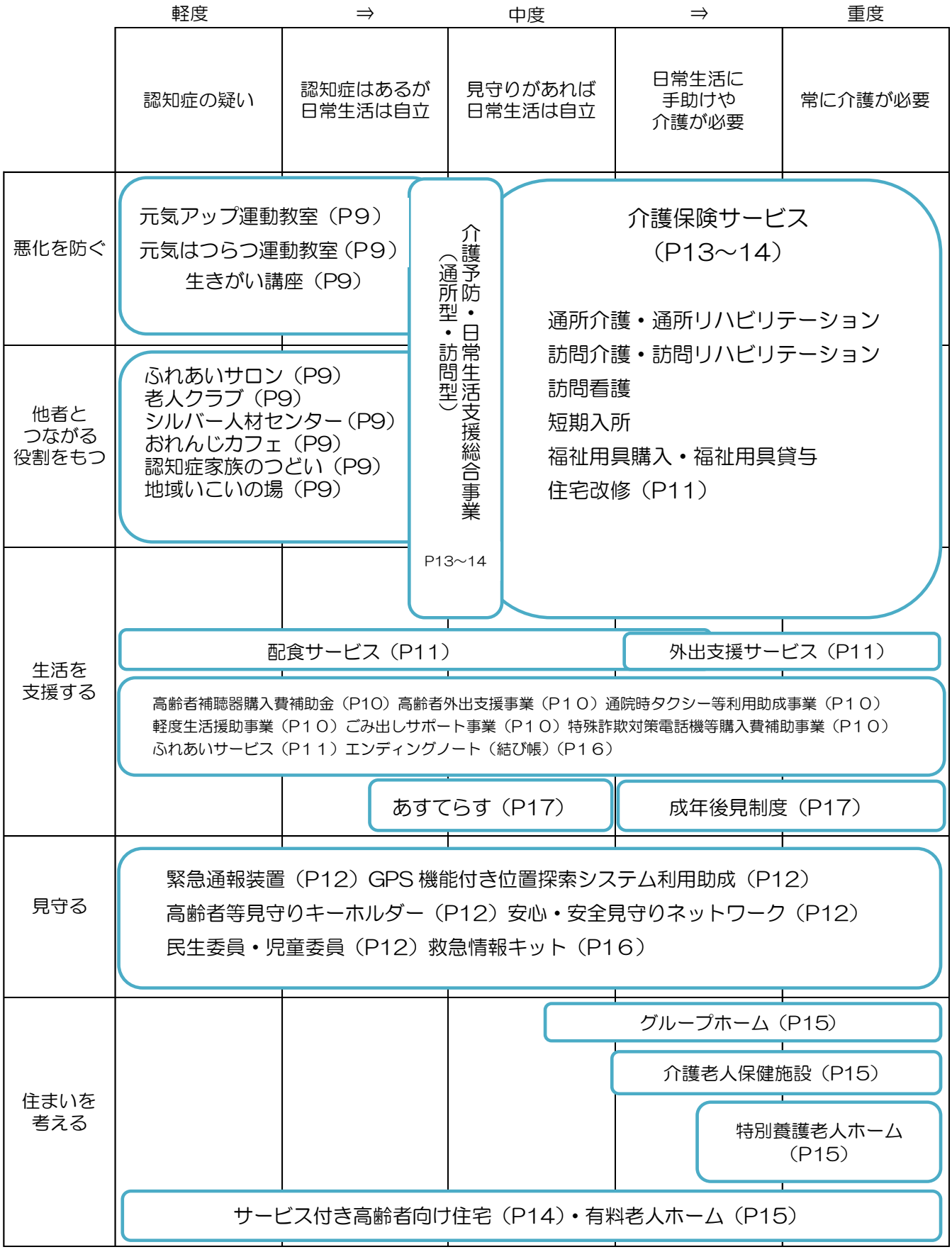

4．認知症の方を支える支援・サービス一覧

悪化を防ぐ

認知症の進行にともなう身体機能の悪化を防ぐことも大切です。
また、体を動かすことも認知症の進行を遅くするためにも有効です。

サービス	内　容	連　絡　先
元気アップ運動教室 元気はつらつ運動教室	健康や運動に関する教室を、開催しています。広報などにて随時ご案内します。	野木町地域包括支援センター ５７－２４００
生きがい講座	町内在住の６０歳以上の方を対象に、健康維持・増進と文化教養の向上を図る目的に、健康や趣味に関する講座です。	社会福祉協議会 ５７－３１００

他者とつながる・役割をもつ

「認知症だから」と家に閉じこもるのではなく、様々な活動・交流の場に参加してみましょう。認知症の人もできるだけ家庭や社会で、何らかの役割を持つことが大切です。

サービス	内　容	連　絡　先
ふれあいサロン	地域の中でいつまでも生きがいを持って、いきいきと元気に暮らせるように趣味活動、体操、健康に役立つことを行います。	野木町健康福祉課 ５７－４１７３
老人クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な取り組みです。	社会福祉協議会 ５７－３１００
シルバー人材センター	原則６０歳以上の方が、会員登録することで今まで培ってきた経験や知識、技能を生かして地域社会へ貢献する仕事を行います。	シルバー人材センター ５６－２１３７
おれんじカフェ	認知症の方やその介護をしている方、認知症に関心のある方を対象に、お茶を飲みながら語り合う交流の場です。	野木町健康福祉課 ５７－４１７３ 野木町地域包括支援センター ５７－２４００
認知症家族のつどい	認知症の方を介護されている方が、日頃の悩みや思いを同じ立場の方と共有する場です。	
地域いこいの場	地域の方が気軽に集まり、お茶を飲みながら会話や交流を楽しめる場です。	ひまわり館 ３３－６８７８

生活を支援する

　生活機能の衰えによって日常生活に支障が出た場合、必要に応じたサービスを利用することで、安心して充実した生活を送るという状態を保つことができます。

高齢者補聴器購入費補助金 野木町健康福祉課 ５７－４１７３	聴力機能の低下が見られる高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を助成します。 〈対 象 者〉要件が複数ございますので、まずはお問合せください。 〈補助金額〉補助対象費用額又は２５，０００円のいずれか低い額 **※補聴器を購入する前に必ず補助金の申請をしてください。購入後は、補助金の申請ができません。**
高齢者外出支援事業 野木町健康福祉課 ５７－４１７３	高齢者の外出を促し、引きこもりによる体力低下や認知症を予防するため、移動手段を持たない高齢者の方を対象にタクシー利用券を交付し、タクシー料金の一部を助成します。 〈対 象 者〉在宅の満７０歳以上の方で、移動手段のない方 〈内　　容〉タクシー利用券（１枚あたり５００円）を配布 ※申請月から年度末までの月数×４枚を配布（上限は年間４８枚） **※１回あたりのタクシー料金が1,０００円未満の場合は１枚、1,０００円以上の場合は２枚使用できます。**
通院時タクシー等利用助成事業 野木町健康福祉課 ５７－４１７３	町外の医療機関受診等のため、自宅から医療機関までタクシーを利用した場合に助成を行います。 ※町内医療機関・友愛記念病院・光南病院の往復は対象外（土日祝の利用は対象） ＜対象者＞満７０歳以上の高齢者 ＜助成内容＞タクシー代の半額を助成（１００円未満は切り捨て） 上限：５，０００円（ひと月につき、８回まで） ＜必要なもの＞タクシーの領収書・医療機関の領収書
軽度生活援助事業 野木町健康福祉課 ５７－４１７３	ひとり暮らし等で日常生活に不便を感じている高齢者を対象に野木町シルバー人材センターを利用して生活の支援をします。※事前申請が必要です。 ＜対象者＞６５歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯で日常生活上の支援が必要な方 ＜利用内容＞介護保険サービスにはない家事援助及び身体援助 ＜利用料金＞生活保護世帯　　免除 町民税非課税世帯　　事業経費の１割 その他の世帯　　事業経費の２割 ＜利用限度＞月額１世帯５，０００円（これを超えた額は自己負担）
ごみ出しサポート事業 野木町生活環境課 ５７－４２４６	家庭ごみをごみ集積所に出すことが困難な高齢者や障がい者等を対象に、家庭ごみの戸別収集と声かけによる安否確認を行います。 ＜対象世帯・事業内容＞詳細については、お問い合わせください。
特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業 野木町総務課 ５７－４１１２	特殊詐欺対策機能を備えた固定電話機等を購入した場合に補助金を交付します。 ＜対象者＞６５歳以上の方、６５歳以上の方を含む世帯の方 ※世帯全員が町税等を滞納していないこと ＜補助金額＞購入費の２分の１以内、上限５，０００円 ※１世帯につき１台、１回のみ

配食サービス 野木町社会福祉協議会 ５７－３１００	利用者宅を訪問し、昼食を提供するとともに利用者の安否の確認を行います。 ＜対象者＞６５歳以上でひとり暮らしの方、または高齢者のみ世帯であって、調理が困難な方 ＜利用内容＞ひと月につき４回（金曜日の昼食） ＜利用料金＞１回　２００円
外出支援サービス 野木町社会福祉協議会 ５７－３１００	一般の公共交通機関を利用することが困難な在宅高齢者の方で車いすを常時使用の方に、リフト付車両により居宅と社会福祉施設又は医療機関の間の送迎を行います。 ＜対象者＞６５歳以上で肢体不自由等により常時車いすを使用し、公共交通機関を利用できない方 ＜利用内容＞運行範囲は町内ですが必要と認めた際は、近隣市町に限り運行できます。移送用車両の運転手は、野木町社会福祉協議会で手配します。 ＜利用料金＞無料
ふれあいサービス 野木町社会福祉協議会 ５７－３１００	暮らしの中でちょっとした困りごとのある方（利用会員）とちょっとしたことをお手伝いできる方（協力会員）が会員となり、助け合う活動を通じて、お互いさまの気持ちで支え合う地域づくりを目指します。 ＜対 象 者＞利用会員：６５歳以上のみの世帯、要支援・要介護のみ世帯、障がい者のみの世帯、日中独居となる者、妊産婦及び乳幼児を養育する者 協力会員：協力会員として、登録していただく町内在住者 ＜活動内容＞町内において、２時間以内で終了する簡易な活動 （住居等の掃除・整理整頓、買い物の付き添い・代行、話し相手等） ＜利用料金＞１回当たり５００円 ※事前に「ふれあいサービス利用券」の購入が必要です。

住まいを考える

身体機能の衰えなども伴った場合、その状態にあった環境づくりが必要です。ケア体制を含めた環境が整っている施設などへの入所も選択肢の１つです。

介護保険施設	自宅での生活が難しい場合、介護保険を利用して施設に入所することができます。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院など、介護が中心か医療が中心かなどによって入所する施設は異なります。
サービス付高齢者住宅	バリアフリーに配慮した高齢者向けの民間賃貸住宅で、日中常駐する医療や介護の職員が、日々の安否確認などのサービスを提供しています。必要に応じて食事の提供や訪問介護のサービスを受けることもできます。
有料老人ホーム （住宅型・介護付）	介護や食事の提供などその他日常生活上必要なサービスを提供する施設です。施設ごとにサービスの内容や対象の方は異なります。
住宅改修	介護保険サービスで、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたとき、２０万円分の工事が対象となり、そのうち所得に応じて１～３割分が自己負担となります（事前に申請が必要です。）

見守る

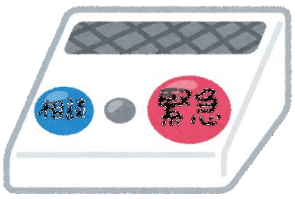

ひとり暮らしや日中家族が不在で不安がある場合、
見守りの体制があると安心して日常生活を送ることができます。

緊急通報装置 野木町健康福祉課 ５７－４１７３	急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行います。２４時間・３６５日、ボタンを押すだけでセンターとつながり、急な体調不良や健康相談に対応します。 ＜対象者＞６５歳以上のひとり暮らしの方および高齢者のみ世帯 ※ただし75 歳未満の方は、緊急を要する疾病等があると認められる方 身体障害者手帳１級、２級をお持ちのひとり暮らしの方および障がい者のみの世帯の方 ＜利用料金＞無料
GPS 機能付き 位置探索システム 利用助成事業 野木町健康福祉課 ５７－４１７３	徘徊高齢者を見守るため、GPS 機能付きの機器を利用する場合には、その費用を一部助成いたします。 〈対 象 者〉町内に住所のある在宅の方で徘徊のおそれのある６５歳以上の高齢者を、在宅で介護している家族またはその支援者 〈助成対象〉探索機（付属機器を含む）の購入代金、探索機の利用開始に伴う申込又は登録に関わる費用 〈補助金額〉補助対象費用額又は７，６００円のいずれか低い額 まずは健康福祉課へお電話ください。内容のご説明と、簡単な状況確認をいたします。
高齢者等見守り キーホルダー事業 地域包括支援センター ５７－２４００	あらかじめ緊急連絡先や医療情報を登録し、登録番号が記載された『高齢者見守りキーホルダー』を携帯して頂く事で、急病、事故、徘徊等の緊急時に医療機関・警察署・消防署等に情報を提供し，迅速かつ適切な対応を行うことができます。 ＜対象者＞65 歳以上の方、その他必要と認める方　＜利用料金＞無料
安心・安全見守り ネットワーク 野木町健康福祉課 ５７－４１９６	地域住民等のネットワークにより日常的見守り及び災害時支援を行います。 ＜対象者＞65 歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみ世帯、障がいのある方等日常の見守りが必要な方や災害時に支援が必要な方 ＜利用内容＞日常的見守り：声かけ、訪問などによる日常の安否確認や、異変を発見した場合に必要な援助を行います。 災害時支援：避難所への誘導、避難所での支援を行います。 ※見守りを希望する方・見守りに協力して下さる方の受付を随時行っています。
民生委員・児童委員 野木町健康福祉課 ５７－４１９６	民生委員児童委員とは、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める地域の身近な相談役です。

介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合事業

認知症の進行により介護が必要となった場合、申請し、介護認定を受けることにより、また基本チェックリストに該当し事業対象者となることで様々なサービスを受けることができます。介護支援を受けることは認知症の人にとって刺激になるだけでなく、家族など介護をする人にとっても介護負担を軽減することへつながります。所在地はＰ１８の地図にてご確認ください。

居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業者）

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
１	さわやか居宅介護支援センター	南赤塚１１４５－１	５７－４８８４
２	ひまわり荘居宅介護支援事業所	南赤塚１２１８－１	５７－０６１７
３	たんぽぽ居宅介護支援事業所	友沼５９８２－５	５７－３９８４
４	花の舎居宅介護支援事業所	南赤塚１１９６－１	３３－３３５９
５	令和ケアプランセンター	丸林６７０－２	３３－６７５２

「要支援１・２」の方、基本チェックリストの該当による「事業対象者」の方のケアプランを作成するほか、介護予防サービスを利用できるよう支援します。

野木町地域包括支援センター（本センター）	丸林５８２－１	５７－２４００
（サブセンター）	友沼５８４０－７	２３－２２００

在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプ）・訪問型サービス（事業対象者）

ホームヘルパーが訪問し、食事や入浴の介助など日常生活の手助けを行います。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
１	さわやか	南赤塚１１４５－１	５７－４８８４
２	ヘルパーステーション　菜の花	南赤塚１２００－１０	５６－０５００
３	あずみ苑　ラ・テラス野木	丸林５６６－４	５４－４１６５

訪問看護

看護師が訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
１	訪問看護ステーション　たんぽぽ	友沼５９８２－５	５７－１８８８

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリテーションを行います。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
１	訪問看護ステーション　たんぽぽ	友沼５９８２－５	５７－１８８８
２	介護老人保健施設　ひまわり荘	南赤塚１２１８－１	５７－０３００

福祉用具販売事業者・福祉用具貸与事業者

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与または入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	ヘルパーステーション　菜の花	南赤塚１２００－１０	５６－０５００

通所介護（デイサービス）・通所型サービス（事業対象者）

デイサービスセンターなどで入浴、食事、日常動作訓練などの支援を日帰りで受けられます

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	ケアステーション　あさひ	丸林６４７－３	５４－１０１０
2	野木ケアセンターそよ風	野木１８９５－１	５４－０１５０
3	令和デイサービスセンター	丸林６７０－２	３３－６７５４

通所リハビリテーション（デイケア）

理学療法士等による、できる限り自立した日常生活を送るためのリハビリテーションを受けます。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	野木病院通所リハビリテーション・アクア	友沼５３２０－２	５７―１７００
2	デイ･リハビリテーションセンターイルカゆかい	南赤塚１２１８－１	５４－５１５１

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期入所して、介護や日常生活の介助や機能訓練などが受けられます。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	特別養護老人ホーム　虹の舎	佐川野１７８５－１	５６－１０００
2	特別養護老人ホーム　キラリの舎	南赤塚１２１８－９	５７－３２１１
3	野木ケアセンターそよ風	野木１８９５－１	５４－０１５０

短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設等に短期入所して、看護や医学的管理下における介護機能訓練などが受けられます。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	介護老人保健施設　ひまわり荘	南赤塚１２１８－１	５７－０３００

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリーに配慮した高齢者向けの民間賃貸住宅で、必要に応じて食事提供や在宅サービスを受けられます。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	ふるさとホーム　野木	丸林６４７－３	５４－１０１０

住宅型有料老人ホーム

食事提供や生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの入居施設で、外部の在宅介護サービスを受けられます。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	あずみ苑　ラ・テラス　野木	丸林５６６－４	５４－４１６５

地域密着型サービス（野木町の方が利用できます）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※新規入所は原則要介護３以上の人です。

寝たきりなど常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所する施設です。食事や入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	特別養護老人ホーム　キラリの舎	南赤塚１２１８－９	５７－３２１１

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※要支援１の人は利用できません。

認知症の方が共同生活をしながら食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練を家庭的な環境のもとで受けられます。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	グループホーム　森の舎	南赤塚１２１８－８	５４－１３３０

施設サービス（要支援の方は利用できません）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※新規入所は原則要介護３以上の人です。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	特別養護老人ホーム　虹の舎	佐川野１７８５－１	５６－１０００

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定していて、リハビリ中心の医療ケアを必用とする方が入所する施設です。医学的な管理のもとで、介護や機能訓練などが受けられます。

	事　業　所　名	所　　在　　地	電　話　番　号
1	介護老人保健施設　ひまわり荘	南赤塚１２１８－１	５７－０３００

もしものときに備えて…

●救急情報キット

救急のときに備えて、かかりつけ医、持病の有無、内服薬など救急時に必要な情報を保管する「救急情報キット」をお配りしています。

対象者：65 歳以上の一人暮らしの方、高齢者夫婦世帯の方、
　　その他必要と認める方
利用料金：無料
問合せ先：野木町役場　高齢対策係　５７－４１７３

●外出時の救急や事故に備えて

認知症の方がお一人で外出されたときの救急・事故に備えて、普段から**ご本人の身元がわかるもの（お名前や連絡先など）**を身につけておくようにしましょう。

●家を出て戻ってこない場合は

認知症の方が行方不明になったときには…

1　自宅・友人・親戚の家などに立ち寄るかもしれません。
　よく行くお店など思い当るところをまず確認してみましょう。
2　それでも見つからない場合は、すぐに警察に電話しましょう。

相談先	所　在　地	電話番号
野木交番	野木町丸林５５０－３６	５６－１７０３
佐川野駐在所	野木町佐川野４９３－４	５６－０５７７
小山警察署	小山市神鳥谷１７３８－５	０２８５－３１－０１１０

届け出のときに用意するもの…
本人の情報（行方不明時の状況、服装など）本人の写真（最近のもの）があるといいでしょう。

●エンディングノート（結び帳）

このノートは、高齢者等の皆さまが人生を振り返り、ご自身の情報や希望等をまとめ、残しておくものです。これからもご自身らしく過ごしていく証しを記してみませんか。下記の場所で無料配布しております。

配布場所：野木町地域包括支援センター（本センター）　５７－２４００
　　（サブセンター）　２３－２２００

困ったときには…

悩みなどを抱え込まず積極的に相談し、心の負担を軽くするようにしましょう。

●認知症のことや介護保険などいろいろ相談したい

野木町地域包括支援センター（本センター）	５７－２４００
（サブセンター）	２３－２２００
野木町役場健康福祉課高齢対策係	５７－４１７３
総合サポートセンターひまわり館	３３－６８７８

認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的（おおむね６ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行ったうえで本来の医療や介護サービスに引き継いでいくことを目的としています。医療や介護のサービスを受けていない人、又はサービスを受けているが対応に苦慮している人などがおりましたら、上記の窓口までご相談ください。

●悪質商法などについて相談したい

野木町消費者生活センター	２３－１３３３

●法的トラブルについて相談したい

法テラス栃木	０５０－３３８３－５３９５

●お金の管理が不安、書類の契約や管理が心配になってきたら

・あすてらす（日常生活自立支援事業）

金銭管理に不安がある方に代わって、サービスの手続きや金銭管理のお手伝いをします。

（問合せ先）　野木町社会福祉協議会　５７－３１００

・成年後見制度

判断能力が不十分になった場合、家庭裁判所に選ばれた後見人が本人に代わって、財産管理・契約の締結や取り消しを行います。

（問合せ先）	総合サポートセンターひまわり館	３３－６８７８
	野木町地域包括支援センター（本センター）	５７－２４００
	（サブセンター）	２３－２２００
	リーガルサポートセンター	０２８－６３２－９４２０

5．野木町　医療＆介護マップ

- 診　診療所
- 在診　在宅療養支援診療所
- 病　病院
- 歯　歯科診療所
- 薬　薬局
- 看　訪問看護
- 訪介　訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪リ　訪問リハビリテーション
- 通介　通所介護（デイサービス）
- 通リ　通所リハビリテーション（デイケア）
- 短生　短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短療　短期入所療養介護（ショートステイ）
- 福用　福祉用具販売・貸与事業所
- 有料　在宅型有料老人ホーム
- サ高　サービス付き高齢者住宅
- 特養　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 老健　介護老人保健施設
- 認　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 包　地域包括支援センター
- 居　居宅介護支援事業所

6．わたしたちにできること

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すために、地域の皆さんが認知症を理解し支えていく力をつけていくことが必要です。周囲が気づいて声をかけたりすることができるならば、本人とその方の家族が孤立することを防ぐことができます。その第一歩として、認知症サポーター養成講座があります。

認知症サポーターは何か特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたかく見守り、応援する人のことを言います。受講者の証となるのが、「認知症サポーターカード」です。この「認知症サポーターカード」を地域に広めていきましょう。

問合せ先

野木町町民生活部健康福祉課高齢対策係
〒３２９－０１９５
栃木県下都賀郡野木町大字丸林５７１番地
電話　　：０２８０－５７－４１７３
ＦＡＸ　：０２８０－５７－４１９３
Ｅメール：kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp